

水道事業に関する提言

安全、安心な水道水の供給及び公営企業財政の健全化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 安全で安定した水道水の供給を図るため、水道施設について、耐震化や安全強化、老朽化した施設の更新・改良、再構築等が促進されるよう、補助採択基準の緩和、補助対象の拡大、補助率の嵩上げ等、財政措置の拡充等を図ること。

特に、石綿セメント管更新事業を復活させるとともに、老朽管更新事業の補助採択基準の緩和、補助対象の拡大、補助率の嵩上げを行うなど、水道管路耐震化等推進事業に係る財政措置の拡充等を図ること。

2. 水道事業の健全経営のため、起債の融資条件や借換制度の条件緩和を図ること。

また、複数の簡易水道事業が統合して設置された上水道事業、簡易水道事業が統合された上水道事業について、地方公営企業繰出金の繰出基準を緩和するとともに、地方交付税措置の拡充等を図ること。

3. 簡易水道事業の統合や簡易水道施設の整備について、補助率の嵩上げや補助対象の拡大を行うなど、財政措置の拡充等を図るとともに、平成 28 年度までとされている補助対象期間を延長すること。

4. 計量法における水道メーターの検定有効期間について、延長を図ること。

5. 東日本大震災関係について

東日本大震災により被災した水道施設の維持補修や改修、撤去に係る費用について、財政措置の拡充等を図ること。